

期中会計基準等、文案検討進む

—ASB—

去る1月21日、企業会計基準

委員会は、第539回企業会計基準委員会を開催した。

主要な審議事項は次のとおり。

四半期報告書制度の見直しへ

の対応
月1日号（No.1733）情報ダ

イジエスト参照）に引き続き、四半期会計基準等と中間会計基準等を統合した「(仮称)期中会計基準等」の文案について検討が行われた。

棚卸資産の簿価切下げおよび委員から異論は聞かれなかつた。

有価証券の減損に係る切放し法の記載が適用指針にしかないとの意見を受け、会計基準の結論の背景にも記載を追加するなどの修正案が示された。

また、改正または修正が必要な他の基準等について、図表の基準等の文案が示された。

委員から異論は聞かれなかつた。

バーチャルPPA、2026年4月開始事業年度期首から適用か

—ASB、業務対応専門委

去る1月15日、企業会計基準委員会は、第165回実務対応専門委員会を開催した。

第538回親委員会（2025年2月1日号（No.1733）情報ダ

イジエスト参照）に引き続き、バーチャルPPAの会計上の取扱いについて審議が行われた。

また、1月21日開催の第539回親委員会でも同テーマについて審議が行われた。主要な審議事項は次のとおり。

事務局は次の提案を行った。

(1) 最終化した本実務対応報告書を公表した日から1年程度経過措置

(1) 本実務対応報告を適用することにより会計処理の変更が

(1) ステップ4のオプションの金融資産の減損

新たに開発する適用指針では、まずステップ2（信用リス

ステップ4のオプションにお

過した4月1日（現時点では、2026年4月1日を想定）以降開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用する。

(2) 最終化した本実務対応報告書を公表した日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から早期適用を認める。

専門委員および第539回親委員会では、異論は聞かれなかつた。

これまでの審議内容を踏まえており、金額を合理的に見積ることができる

(2) この場合、適用初年度の期首においてすでに需要家が非化石価値を受け取る権利を有しておらず、当該金額を見積り、適用初年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用する。

専門委員からは、「(2)『金額を合理的に見積ることができる」との文書が示され、検討された。

生じる場合は、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。

第539回親委員会では事務局案に賛成意見が聞かれた。

これまでの審議内容を踏まえ、事務局から、実務対応公開草案「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理等に関する当面の取扱い（案）」の文書が示され、検討された。

この場合、適用初年度の期首においてすでに需要家が非化石価値がある」という意見が聞かれた。

金融資産の減損におけるステップ4のオプションの定め、検討

—ASB、金融商品専門委

去る1月16日、企業会計基準委員会は、第231回金融商品専門委員会を開催した。

また、1月21日開催の第539回親委員会でも同テーマについて審議が行われた。

主要な審議事項は次のとおり。

クに関するデータの詳細な整備

がなされている金融機関の貸付

金に適用される会計基準の開

発）の内容を記載したうえで、

ステップ4（信用リスクに関す

るデータの詳細な整備がなされ

ていない金融機関に適用される

会計基準の開発）でステップ2

と異なる取扱いを定める場合に

は、区分を設けてまとめて記載

すると提案している。

ものについて』という記載は、他の基準のように『遡及適用し

た場合の累積的影響額を期首残高に計上する』のほうが、実務

に馴染みがある』という意見

が聞かれた。

リティ開示テーマ別基準の公開草案（以下、あわせて「本公開草案」という）に寄せられたコメントへの対応案について、審議が行われた。

主要な審議事項は次のとおり。

指標の報告のための算定期間に関する取扱い

昨年3月に公表された本公開草案のうち、指標の報告のための算定期間にに関する論点について

草案（以下、あわせて「本公開草案」という）に寄せられたコメントの不一致を許容した場合、ISSB基準に準拠していないとい

う印象を持たれ、SSB基準では、報告期間と算定期間が一致しないことにより、情報のつながりが希薄となり、情報の有用性が低下するとの強い懸念が聞かれていた。

草案のうち、指標の報告のための算定期間にに関する論点について

の便益が低下すると考えられることから、算定期間を報告期間にあわせることとするとした。

(2)については、ISSB基準と記載をあわせることとし、I

SSB基準にはない「合理的な方法により期間調整を行い、」の一文を取り消す等の修文を行った。

結論の背景に、報告期間と算定期間の間に差異が生じる場合にも「合理的な方法」により、期間調整を行うこと等を定めることを提案し、昨年11月に公開草案を公表した。

この再提案の公開草案に対しても寄せられた主なコメントは、(1)算定期間を報告期間にあわせることに反対するコメントと(2)ISSB基準との整合性か

ら文案を見直すべきとの「メメント」(3)追加の検討を要望する「メメント」

「いか」という意見が聞かれた。事務局は、「合理的な方法にあわせることで、期間調整を行い、」といついため、削除する旨を回答した。

かねないという懸念があり、また、ISSB基準にも記載されず、継続事業からの損失を計上している場合に、希薄化後が、常に、基本EPSと同じになるとは限らない。

公開草案の改訂により、継続事業からの損失の希薄化後EPSが、常に、基本EPSと同じになることは限らない。

国際会計

「コードィファイケーションの改善の公開草案、公表—FASB

受益持分の参考金額（改訂6）

公開草案は、受益持分（ben-

eficial interests）の参考金額

計基準アップデート（ASU）(reference amount)の計算に

の公開草案「Codificationの改善」を公表した。「Codification

更新の永久に続く（evergreen）プロジェクト」が行う、技術的修正、意図しない適用、明確化、その他の小規模な改善に起因する幅広いトピック

（3）については、作成者の開示

負担軽減のため、期間調整の「合理的な方法」に関するガイダンスを提供すべきとのコメントに

検討するとした。

公開草案は、34の改訂を提案

してあるが、以下が主要なもの

で、その他は、主に、産業トピックと例示に関する改訂である。

用語集の「償却原価」の削除（改訂1）

の（1）について、「合理的な方

法により、期間調整を行い、」の（2）について、「合理的な方

法により、期間調整を行いうと、必ず一致させなければならないと

いう印象を与えるのではないか

（1）算定期間を報告期間にあわせることに反対するコメント

（2）ISSB基準との整合性か

の「償却原価（初期投資額から

の一文を削除してしまうと、必

ず一致させなければならないと

いう印象を与えるのではないか

（3）追加の検討を要望する「メメント」

（4）回収された現金と減損額を差し引き、これまでに発生した利息

収益を加えた合計額」という

（5）1株当たり利益の計算の明確化（改訂4）

（6）現在の「1株当たり利益（ト

ピック260）」に関するガイドンスでは、継続事業からの損失を計上している場合に、希薄化後

算方法が明確ではなかつたが、

公開草案の改訂により、継続事

業からの損失の希薄化後EPSが、常に、基本EPSと同じになることは限らない。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2025年1月17日	「稼ぐ力」の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会会社法の改正に関する報告書	経産省	「稼ぐ力」の強化に向けて、企業経営者が大胆なリスクテイクを行い、成長投資を実行していくことを後押しする観点から、「企業経営・資本市場一体改革の一環として、会社法制について、価値創造ストーリーを実行するための企業の選択肢の拡大や企業と株主との意味のあるエンゲージメントの促進に資する制度見直しを早期に図ることを提言するもの。従業員・子会社の役職員に対する株式の無償交付、株式対価M&A、実質株主の情報開示などが挙げられている。 https://www.meti.go.jp/press/2024/01/20250117001/20250117001.html
2025年1月17日	令和6年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等	金融庁	2024年5月15日に成立した金融商品取引法等の改正について、関係政令・内閣府令等における、投資運用関係業務受託業、投資運用業、および非上場有価証券特例仲介等業務に関する規定の整備を行うもの。コメント期限は2月16日。 https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20250117/20250117.html

金融
融

ベッセント新財務長官発言による第2次トランプ政権の金融・経済政策

米国では、ドナルド・トランプ氏が1月20日に再び大統領に就任したが、第2次トランプ政権の財務長官に指名されたのが、スコット・ベッセント氏だ。ベッセント氏の創設者であるベッセント氏は、2011年から2015年までソロスファンドの最高投資責任者を務めた経歴を持つ。1月16日に開催された上院財政委員会の公聴会では、連邦政府の財政健全化、2017年の税制改革の恒久化、成長促進のための規制緩和、エネルギー生産の拡大など米経済の発展を目指す政策とともに、米国の労働者の利益を優先するための貿易政策の見直しなどにも意欲を示した。また、米ドルの基軸通貨としての地位の維持が、国家安全保障の観点からも重要と述べている。

一方で、トランプ氏のこれまでの発言や1月20日より発出され始めた大統領令と比較すると、ベッセント氏のアプローチには興味深い一致点と相違点がみられる。一致点としては、成

長重視の規制緩和策や国内製造業の強化策だ。一方で、トランプ氏のドル安政策を支持する姿勢は、ベッセント氏の米ドル基軸通貨政策とどう整合性を取るのか現時点では明確でない。

関税政策についても、トランプ氏が「関税は他国が支払う」として国内への影響を軽視する姿勢を見せていたのに対しても、ベッセント氏はインフレやサプライチェーンへの影響をより慎重に捉えているようだ。

以上より、トランプ政権の経済政策は、大統領の大胆な政策スタイルと財務長官の市場や財政に関する慎重かつ現実的なアプローチの融合になる可能性が高いため、初期の政策は、成長促進と規制緩和に向けた迅速な行動が期待されるが、一方で、国際貿易や財政政策の細部においては調整が必要となるだろう。特に、ベッセント氏が議会との協力を強調している点から、トランプ政権内での政策調整が、政権の成功を左右する重要なカギになるだろう。

証券

トランプ政策と株式市場

1月20日、ついに第2次トランプ政権が動き出した。新大統領は、就任前から関税引上げ、環境政策の転換、高度技術の輸出管理強化などの経済政策を展望してみせた。いずれも世界経済の成長・発展には望ましくないものだ。特に特定の国を対象とした関税引上げは影響が大きいものだ。特に米大統領令では、関税引上げ問題はこれまでの発言レベルよりもずっと穏やかな内容だったため、世界の株式市場にも安心感が広がったようだ。

関税引上げ対象国を中心である中国に対しては、まずこれまでの中間の貿易に関する約束事が守られているか、実態調査をするとした。

トランプ大統領の極端に映る政策は、本気で実行するつもりはなく、取引（デイール）を有利にするためのものだという評価がある。彼の本領はビジネスチャンスといえる。

日本国内の生産能力を強化、向上させていくことが必要だ。衰えてきた気配が感じられる製造業を復活させ、発展させていかなければならない。これは株式市場、株価にとつても大きな影響がある。株式市場に直接マイナスをもたらさないと思われても、長期的にはどうなるかわか

現時点では、日本経済は米大統領の政策の攻撃・要求対象とはなっていない。しかし、日米間の貿易赤字はなお高水平であることから、今後、日本に対して関税引上げや輸入増加を要求してくることは十分あり得るだろう。また、防衛費増額（アメリカ製兵器購入の増加）の要求も考えられる。

予想される事態に対しても、日本国内の生産能力を強化、向

上させていくことが必要だ。衰えてきた気配が感じられる製造業を復活させ、発展させていかなければならない。これは株式市場、株価にとつても大きな影響がある。株式市場に直接マイナスをもたらさないと思われても、長期的にはどうなるかわか